

登録商標「テディベア」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10055・平成 21 年 12 月 21 日(3 部)判決 請求棄却〔特許ニュース 12687〕

【キーワード】

別事件判決による示唆，商標法 4 条 1 項 7 号，公序良俗違反の判断は登録査定時，著名名称，米国周知と国内周知

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯

被告（U社）は，別紙 1 のとおり「テディベアー」及び「TEDDY BEAR」の文字を上下二段に横書きして，指定商品を第 17 類「被服，布製身回品，寝具類」（平成 3 年政令第 299 号による改正前の区分）とする登録第 1953147 号商標（昭和 60 年 2 月 7 日登録出願，昭和 61 年 11 月 28 日登録査定，昭和 62 年 5 月 29 日設定登録，設定登録時の権利者は帝人株式会社，平成 9 年 5 月 27 日及び平成 18 年 12 月 26 日存続期間更新登録。以下「本件商標」という。）の商標権者である（被告は，本件商標に係る商標権の移転（譲渡）を受け，平成 13 年 11 月 26 日，移転登録を受けた。）。

原告（J I 社）は，平成 20 年 5 月 21 日，被告を被請求人とし，本件商標の商標登録が商標法 4 条 1 項 7 号の規定に違反してされたことを理由として，同法 46 条 1 項 1 号に基づき，本件商標の無効審判を請求した（無効 2008 - 890040 号）。

特許庁は，平成 21 年 2 月 16 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「審決」という。）をし，その謄本は，同月 26 日，原告に送達された。

2 審決の理由の要点

要するに，本件商標は，商標法 4 条 1 項 7 号に該当せず，その商標登録は同号の規定に違反してされたものではないから，同法 46 条 1 項 1 号に基づいて本件商標の商標登録を無効にすることはできないとするものである。

審決の商標法 4 条 1 項 7 号該当性についての認定，判断の要点は，次のとおりである。

(1) 辞書等の記載によれば，「teddy bear」の語は，米国第 26 代大統領セオドア・ルーズベルトが 1902 年に狩猟中に一匹の小熊を追い詰めたが撃たずに助けたというエピソードに由来する語であり，英米では「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」を意味する語として知られているものといえる。そして，「テディベアー」の語は，現在においては，我が国においても「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」を意味する語として知られているといえるも

の、上記のセオドア・ルーズベルトにまつわるエピソードについてはそれ程知られていないというべきである。

しかも、本件商標の登録出願時及び登録査定時の前後に我が国において出版された国語辞典等には「テディベアー」についての項目がなく、2008年（平成20年）に発行された辞典において初めて「テディー・ベア」の項目が掲載されたことからすると、本件商標の登録査定時には「テディベアー」の語自体、我が国ではそれ程知られていなかったものと推認され、上記のセオドア・ルーズベルトにまつわるエピソードが一般に広く知られていたものとはいえない。

仮に、「テディベアー」の語が「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」を意味する語として認識されていたとしても、これを自己の商品について自由に使用できるのはせいぜい商品としての「ぬいぐるみ」についてであって、それ以外の商品については自他商品を識別する商標として誰でも選択・使用することができる状態にあったというべきである。

また、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、「独特の形をした小熊のぬいぐるみ」が「teddy bear」「テディベアー」として、例えば、米国を象徴する存在となっている、米国民の重要な文化的資産として認識されているなどの事実を示す証拠はない。

(2) 本件商標を構成する文字自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるようなものでないことは明らかであるし、他の法律等によってその使用が禁止されているものでもない。

そして、前記(1)の事情からすれば、本件商標が米国若しくは米国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものとは認められないばかりでなく、本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない、ということもできない。

したがって、本件商標は、公正な競争秩序又は公平の観念に反するものではなく、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標とは認められない。

【判 断】

1 はじめに

商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」については、当該商標の構成に、非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等を含む商標が、これに該当することは明らかである。

また、当該商標の構成に、そのような文字、図形等を含まない場合であっても、当該商標を指定商品又は指定役務について使用することが、法律によって禁止されていたり、社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳的観念に反していたり、特定の国若しくはその国民を侮辱したり、国際信義に反することになるなど特段の事情が存在するときには、当該商標は同法4条1項7号に該当すると解すべき余地がある。ただし、商標法は、同法4条1項7号の外に、同項各号の規定によって、公益との調整、既存の商標権者や既に同一又は類似の商標を使用している者との利益調整など、さまざまな政策的な観点から、登録されるべきでない商標を具体的かつ網羅的に列挙していること、公の秩序又は善良の風俗を害するか否かの判断は、社会通念によって変化し、客観的に確定することが困難であること等に照らすならば、当該商標の構成それ自体ではなく、当該商標を使用することが、いわゆる公序良俗に反するとして同法4条1項7号に該当するとされる場合は、自ずから限定して解釈されるべきものといえよう。

特に、商標法4条1項15号、19号等の各規定が置かれている趣旨に照らすと、単に、他人の業務に係る商品や役務と混同を生ずるおそれがある場合、他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするもののような場合は、それぞれ同法4条1項15号、19号等に規定された各要件を充足するか否かによって、同法4条1項所定の不登録事由の成否を検討すべきであって、そのような事実関係が存在することをもって当然に同法4条1項7号の不登録事由に該当すると解するのは妥当とはいえない。

なお、同法4条1項7号所定の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するか否かの判断は、登録査定時（拒絶査定不服審判の審決時）を基準とすべきである。

上記の観点を前提として、本件商標の同法4条1項7号該当性について、検討する。

2 「テディベア」の語の意味及び逸話を理由とする本件商標の商標法4条1項7号該当性について

原告は、「テディベア」の語及びセオドア・ルーズベルトに関連する逸話は、本件商標の登録査定時（昭和61年11月28日）において、我が国で周知であったから、本件商標登録は、商標法4条1項7号に該当すると主張する。

しかし、以下の証拠（当審において提出された証拠を含む。）によっても、本件商標の登録査定時に、我が国において、「テディベア」の語及びセオドア・ルーズベルトに関連する逸話が一般に広く知られていたと認めることはで

きないから，原告の本件商標登録が，商標法4条1項7号に該当するとの原告の主張は，主張の前提を欠き，採用できない。

その理由は，以下のとおりである。

(1) 甲1ないし甲31（審判において提出された証拠）の記載等

ア 書籍（児童文学事典）

「英米児童文学辞典」（株式会社研究社2001年（平成13年）4月第1版第1刷発行，甲2）の「teddy bear」の項には，「テディ・ベア（クマのぬいぐるみ）。この名はアメリカ大統領シオドア・ルーズベルト（Theodore Roosevelt, 1858-1919）が狩猟中にクマの子を見つけ，これを見逃してやったエピソードが1902年11月の『ワシントン・イヴニング』（The Washington Evening）紙の漫画に載ったことから生まれた。子ども向けの本で最も有名なテディ・ベアは『クマのプーさん』（Winnie-the-Pooh）で，この場合はエドワード・ベアの愛称……」と記載されている。

「1902年11月にニューヨーク・タイムズ紙で紹介それが『TEDDY BEAR』のはじまりです」との表題の書面（甲7）には，「テディベアの歴史」（翻訳文）として，「1902年11月，セオドア・ルーズベルト元大統領は友人達とミシシッピーに狩猟に出かけました。数時間も歩き回りましたが，野生動物にはなかなか遭遇しません。ついに，一行は一匹の小熊を追い詰め，取り囲みました。ガイドの一人が，ルーズベルト大統領にその熊を撃つよう促しましたが，彼はそれを拒否しました。このエピソードがルーズベルト元大統領の優しい行為として国中に広まりました。それからまもなくして，有名な風刺漫画家であるクリフォード・K・ベリーマンが，ルーズベルト大統領の熊を救ったエピソードを元に漫画にし，それを見たある店の主人が自分の店で熊のぬいぐるみを作って販売する事を思いつきました。彼は自分の店で販売するぬいぐるみに『テディベア』という名前を使わせてくれるようルーズベルト大統領に許可を求めました。現在この熊のぬいぐるみは『テディベア』として知られていますが，これがルーズベルト大統領の愛称，『テディ・ルーズベルト』にちなんで付けられた名前であることはあまり知られていません。」と記載されている。

イ 英和辞典

「ジーニアス英和辞典《改訂版》2色刷」（株式会社大修館書店1999年（平成11年）4月1日改訂版6版発行，甲3）の「Teddy」の項には，「《愛称》テディー（Theodore）．～ bear [しばしばt～]（縫いぐるみの）クマの人形《米国の第26代大統領Theodore Roosevelt（《愛称》Teddy）が猟で子グマを助けた漫画から；英米の子供はたいていこの種の

ものを1つは持っている》。」と記載されている。

「小学館ランダムハウス英和大辞典」（株式会社小学館1998年（平成10年）1月10日第2版第6刷発行，甲4）の「teddy bear」の項には「1 縫いぐるみのクマ．．． BEAR² 10. [1907. 米; Theodore Roosevelt の別称 *Teddy* にちなむ; 狩猟中，彼は子グマの命を助けてやったといわれることから]」と記載されている。

ウ 国語辞典等

(ア) 以下の国語辞典等には，「テディベア」の項目は掲載されていない。

「新潮現代国語辞典」株式会社新潮社昭和60年11月10日第1版第1刷発行（甲22）

「岩波国語辞典」第4版株式会社岩波書店1986年（昭和61年）10月8日第4版第1刷発行（甲21）

「旺文社国語辞典」株式会社旺文社1986年（昭和61年）10月20日改訂新版発行（甲23）

「マスコミに強くなるカタカナ新語辞典」株式会社学習研究社1987年（昭和62年）7月20日第7刷発行（甲24）

「ど忘れカタカナ語辞典」教育図書株式会社昭和63年2月10日4版発行（甲26）

「国際化社会に役立つ最新カタカナ語辞典」有紀書房1989年（平成元年）5月2日発行（甲25）

「広辞苑第5版」株式会社岩波書店1998年（平成11年）11月11日第5版第1刷発行（甲27）

(イ) 「広辞苑第6版」（株式会社岩波書店2008年（平成20年）1月11日第6版第1刷発行，甲28）には，「テディー・ベア」の項目が掲載され，「熊のぬいぐるみの一種。テディーは，狩猟好きのアメリカ大統領トルーズヴェルト（愛称テディー）が木につながれた小熊の命を助けたという [ワシントンポスト]紙の漫画に因む名。」と記載されている。

(2) 甲32ないし甲65，乙1ないし乙11（当審で提出された証拠）の記載等

テディベアに関する記載等のある辞書，雑誌，新聞，書籍，レコード，テレビ番組，及び熊のぬいぐるみ等を展示するテディベア博物館の状況等は，次のとおりである。

ア 英和辞典

甲37の1，甲37の2によれば，以下の英和辞典には，「teddy bear」の項目が掲載されていることが認められる。

「ユニコン英和辞典」株式会社文英堂2003年（平成15年）3月1

日初版第3刷発行

「パーソナル英和辞典」第2版株式会社学習研究社2003年（平成15年）3月10日第2版発行

「ワードパワー英英和辞典」株式会社増進会出版社2003年（平成15年）3月10日初版第4刷発行

「小学館 - ケンブリッジ英英和辞典」株式会社小学館2004年（平成16年）4月1日初版第1刷発行

「Eゲイト英和辞典」株式会社ベネッセコーポレーション2005年（平成17年）12月初版第12刷発行

「ルミナス英和辞典」第2版株式会社研究社2006年（平成18年）12月第2版第3刷発行

「ロングマン英和辞典」株式会社ピアソン・エデュケーション2007年（平成19年）2月1日初版第1刷発行

「ニューヴィクトリーアンカー英和辞典」第2版株式会社学習研究社2007年（平成19年）2月1日第3刷発行

「エクスプレスEゲイト英和辞典」株式会社ベネッセコーポレーション2007年（平成19年）3月初版発行

「コンサイス英和辞典」第13版株式会社三省堂2007年（平成19年）11月10日第13版第8刷発行

「デイリーコンサイス英和・和英辞典」第6版株式会社三省堂2008年（平成20年）1月20日第6版第5刷発行

「アンカーコズミカ英和辞典」株式会社学習研究社2008年（平成20年）1月25日初版発行

「ジュニア・アンカー英和辞典英単語表つき」第4版株式会社学習研究社2008年（平成20年）2月23日第4版第4刷発行

「ジュニア・アンカー英和辞典」第4版株式会社学習研究社2008年（平成20年）2月23日第4版第7刷発行

「スーパー・アンカー英和辞典」第3版株式会社学習研究社2008年（平成20年）2月23日第3版第6刷発行

「ライトハウス英和辞典」第5版株式会社研究社2008年（平成20年）3月第5版第4刷発行

甲37の1, 甲37の3によれば, 以下の英和辞典には, 「teddy bear」の項目に, セオドア・ルーズベルトに関する逸話又は「teddy bear」の語がセオドア・ルーズベルトの愛称に由来する旨が掲載されていることが認められる。

「現代英和辞典」株式会社研究社1995年（平成7年）第22刷発行

- 「新グローバル英和辞典」第2版株式会社三省堂2001年（平成13年）2月20日第2版第2刷発行
- 「小学館ランダムハウス英和大辞典」第2版株式会社小学館2002年（平成14年）1月10日第2版第9刷発行
- 「旺文社レクシス英和辞典」株式会社旺文社2003年（平成15年）重版発行
- 21 「旺文社新英和中辞典」株式会社旺文社2003年（平成15年）重版発行
- 22 「プログレッシブ英和中辞典」第4版株式会社小学館2005年（平成17年）2月20日第4版第3刷発行
- 23 「ユースプログレッシブ英和辞典」株式会社小学館2005年（平成17年）5月10日初版第3刷発行
- 24 「フェイバリット英和辞典」第3版東京書籍株式会社2006年（平成18年）2月20日第3版第2刷発行
- 25 「ビーコン英和辞典」第2版株式会社三省堂2006年（平成18年）12月10日第2版第4刷発行
- 26 「リーダーズ英和中辞典」株式会社研究社2006年（平成18年）12月第1版第4刷発行
- 27 「ウィズダム英和辞典」第2版株式会社三省堂2007年（平成19年）1月10日第2版第1刷発行
- 28 「初級クラウン英和辞典」第11版株式会社三省堂2007年（平成19年）12月10日第11版第5刷発行
- 29 「グランドセンチュリー英和辞典」第2版株式会社三省堂2008年（平成20年）1月10日第2版第7刷発行
- 30 「ポケットプログレッシブ英和辞典」第3版株式会社小学館2008年（平成20年）2月2日第3版第1刷発行
- 31 「アドバンストフェイバリット英和辞典」東京書籍株式会社2008年（平成20年）2月28日初版第5刷発行
- 32 「新英和中辞典」第7版株式会社研究社2008年（平成20年）2月第7版第6刷発行
- 33 「ベーシックジーニアス英和辞典」株式会社大修館書店2008年（平成20年）4月1日初版第6刷発行
- 34 「ジーニアス英和辞典」第4版株式会社大修館書店2008年（平成20年）4月1日第4版第3刷発行
- 35 「プラクティカルジーニアス英和辞典」株式会社大修館書店2008年（平成20年）4月1日初版第4刷発行

- 36 「オーレックス英和辞典」株式会社旺文社 2008年（平成20年）10月7日初版発行
- 37 「アルファフェイバリット英和辞典」東京書籍株式会社 2008年（平成20年）11月28日初版第1刷発行
- 38 「コアレックス英和辞典」株式会社旺文社 2008年（平成20年）重版発行

イ 国語辞典

以下の国語辞典には、「テディベア」の項目が掲載されていることが認められる。なお、下記 には、セオドア・ルーズベルトに関する逸話が掲載されており、 には、「テディ（ー）」がセオドア・ルーズベルトの愛称である旨が記載されていることが認められる。

「大辞泉」株式会社小学館 1995年（平成7年）12月1日第1版第1刷発行（甲45の1）

「大きな活字の三省堂国語辞典」第5版株式会社三省堂 2001年（平成13年）5月1日第5版第1刷発行（甲45の2）

「日本国語大辞典」第2版株式会社小学館 2001年（平成13年）9月20日第2版第9巻第1刷発行（甲45の3）

「大辞林」第3版株式会社三省堂 2006年（平成18年）10月27日第3版第1刷発行（甲45の4）

「現代新国語辞典」第3版株式会社三省堂 2007年（平成19年）1月10日第3版第1刷発行（甲45の5）

ウ カタカナ語辞典

以下のカタカナ語辞典には、「テディベア」の項目が掲載されていることが認められる。

「大きな活字のコンサイスカタカナ語辞典」株式会社三省堂 1995年（平成7年）5月10日初版第2刷発行（甲46の2）

「最新カタカナ用語『読む見る』事典」株式会社講談社 1998年（平成10年）3月2日第1刷発行（甲46の6）

「角川モバイルカタカナ語辞典」株式会社角川書店 2000年（平成12年）3月25日初版発行（甲46の7）

「カタカナ語・略語辞典」第3版株式会社旺文社 2000年（平成12年）8月25日第3版発行（甲46の4）

「コンサイスカタカナ語辞典」第2版株式会社三省堂 2000年（平成12年）9月10日第2版第1刷発行（甲46の1）

「日経新聞を読むためのカタカナ語辞典」株式会社三省堂 2001年（平成13年）4月10日第1刷発行（甲46の8）

「大きな字のカタカナ新語実用事典」株式会社学習研究社 2002年
(平成14年)6月25日初版発行(甲46の9)

「用例でわかるカタカナ新語辞典」株式会社学習研究社 2003年(平
成15年)3月24日初版発行(甲46の10)

「マスコミに強くなるカタカナ新語辞典」第6版株式会社学習研究社 2
004年(平成16年)3月22日第6版発行(甲46の3)

「カタカナ外来語/略語辞典」全訂第3版株式会社自由国民社 2006
年(平成18年)4月10日全訂第3版発行(甲46の5)

「朝日新聞のカタカナ語辞典」朝日新聞社 2006年(平成18年)8
月30日第1刷発行(甲46の13)

「用例でわかるカタカナ新語辞典」改訂第2版株式会社学習研究社 20
07年(平成19年)2月1日改訂第2版発行(甲46の11)

「大きな字のカタカナ新語辞典」第2版株式会社学習研究社 2009年
(平成21年)1月19日第2版発行(甲46の12)

エ 雑誌

以下の雑誌には、「テディベア」に関する記載があることが認められる。

「ノンノ」通巻285号株式会社集英社昭和58年10月20日発行
(甲49の1)

「ノンノ」通巻294号株式会社集英社昭和59年3月20日発行(甲
49の2)

「ノンノ」通巻296号株式会社集英社昭和59年4月20日発行(甲
49の3)

「ノンノ」通巻312号株式会社集英社昭和59年12月20日発行
(甲49の4)

「ノンノ」通巻317号株式会社集英社昭和60年3月20日発行(甲
49の5)

「ノンノ」通巻325号株式会社集英社昭和60年7月20日発行(甲
49の6)

「ノンノ」通巻334号株式会社集英社昭和60年12月5日発行(甲
49の7)

「an an」通巻510号株式会社マガジンハウス昭和61年1月1
0日発行(甲49の8)

「メンズノンノ」第1巻第7号株式会社集英社昭和61年12月1日発
行(甲49の9)

「ノンノ」通巻406号株式会社集英社昭和64年2月5日発行(甲4
9の10)

「オレンジページ」平成3年10月17日発行（甲49の11）

「ノンノ」通巻473号株式会社集英社平成3年12月20日発行（甲49の12）

「DIME」23号株式会社小学館平成4年12月3日発行（甲49の13）

「ノンノ」通巻495号株式会社集英社平成4年12月5日発行（甲49の14）

オ 新聞

1993年（平成5年）11月3日の毎日新聞には、テディベアについての記事が掲載されており、平成5年4月にテディベアの愛好者らにより日本テディベア協会が設立されたこと、テディベアという名は米国第26代大統領セオドア・ルーズベルトの愛称にちなんで名付けられたこと、1984年（昭和59年）に東京に初のテディベア専門店が開店したことなどが記載されている（甲48の1，甲48の2）。

カ 書籍

（ア） 童話・絵本

小熊のぬいぐるみ又はそれと同様の形態の登場者等を「テディベア」又は「テディ」として表した童話・絵本の書籍で、本件商標の登録査定前及び登録査定直後に発行されたものは、次のとおりであることが認められる。

「英語のべんきょうテディの一日」稲村松雄監修株式会社小学館昭和46年4月1日発行（甲59の1）

「くまのテディ・ロビンソン」ジョーン・G・ロビンソン著福音館書店昭和54年（1979年）5月20日初版発行（甲59の2）

「テディ・ロビンソンまほうをつかう」ジョーン・G・ロビンソン著福音館書店昭和55年（1980年）9月30日初版発行（甲59の3）

「おやすみ，テディベア」赤川次郎著株式会社光文社昭和57年11月25日初版第1刷発行（甲59の4）

「うみへいこうよ」（テディベアのえほん1）スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和59年（1984年）8月10日第1刷発行（甲59の6）

「ひっこしおおさわぎ」（テディベアのえほん2）スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和59年（1984年）8月30日第1刷発行（甲59の7）

「雨の日のうちゅうせんごっこ」（テディベアのえほん3）スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和59年（1984年）10月5日第1刷発行（甲59の8）

「かいものいっぱい」（テディベアのえほん4）スザンナ・グレッツ作

岩崎書店昭和59年(1984年)10月30日第1刷発行(甲59の9)

「おいしいおりょうり」(テディベアのえほん5)スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和59年(1984年)12月15日第1刷発行(甲59の10)

「かぞえてみよう1・2・3」(テディベアのえほん6)スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和60年(1985年)2月5日第1刷発行(甲59の14)

「ABCであそぼう」(テディベアのえほん7)スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和60年(1985年)2月5日第1刷発行(甲59の13)

「かぜひいちゃった」(テディベアのえほん8)スザンナ・グレッツ作岩崎書店昭和60年(1985年)3月5日第1刷発行(甲59の15)

「おやすみ, テディ・ベア」(上)赤川次郎著株式会社角川書店昭和60年12月25日初版発行(甲59の17)

「おやすみ, テディ・ベア」(下)赤川次郎著株式会社角川書店昭和60年12月25日初版発行(甲59の18)

「おやすみ, テディ・ベア」(上)赤川次郎著株式会社光文社昭和61年12月20日初版1刷発行(甲59の19)

「おやすみ, テディ・ベア」(下)赤川次郎著株式会社光文社昭和61年12月20日初版1刷発行(甲59の20)

(イ) カタログ等

テディベアのぬいぐるみの写真やぬいぐるみの作り方を掲載したカタログで、本件商標の登録査定前に発行されたものは、次のとおりであることが認められる。

「テディベア」株式会社雄鷄社昭和59年5月30日再版発行(甲59の5)

「テディベアとかくれんぼ」株式会社雄鷄社昭和59年12月25日発行(甲59の11)

「テディベアカタログ」株式会社雄鷄社昭和60年1月10日発行(甲59の12)

「テディベアのワードローブ」株式会社雄鷄社昭和60年発行(甲59の16)

(ウ) 漫画

テディベアが登場する漫画で、本件商標の登録査定前に発行されたものは、次のとおりであることが認められる。

「テディ・ベア」あしべゆうほ作株式会社秋田書店昭和54年1月2

0日初版発行(甲60の1)

「テディ・ベア」あしべゆうほ作株式会社秋田書店昭和54年8月5日初版発行(甲60の2)

「テディ・ベア」あしべゆうほ作株式会社秋田書店昭和55年3月25日初版発行(甲60の3)

「テディ・ベア」あしべゆうほ作株式会社秋田書店昭和55年11月15日初版発行(甲60の4)

「テディ・ベア」あしべゆうほ作株式会社秋田書店昭和58年12月10日初版発行(甲60の5)

「ベア」赤川次郎原作株式会社光文社昭和58年11月発行(甲60の6)

キ レコード

本件商標の登録査定前に発売された次のレコードに収録された曲の題名及び歌詞には、「テディベア」という語が含まれていたことが認められる。

「テディベアの頃 - 少女の香り -」株式会社キャニオン・レコード昭和60年10月21日発売(甲61の1)

「シニフィエ」昭和58年10月21日発売(甲62)

ク テレビ番組

前記カ(ア) ないし の小説をテレビドラマ化した「赤川次郎のおやすみ、テディベア」という題名の作品が、TBSにより、昭和58年8月9日放送された(甲63)。

ケ テディベア博物館等

インターネット記事(甲40の1ないし甲40の13)によれば、平成21年3月現在、我が国に、熊のぬいぐるみやテディベア関係の資料等を展示する博物館(テディベア博物館又はテディベア美術館など)が12件存在することが認められ、甲39によれば、テディベアの愛好家等により構成される日本テディベア協会は、平成5年4月設立され、平成18年12月現在、その会員数は約3000人、加盟店は61店、加盟企業は47社、加盟美術館は10件と発表されていることが認められる。

コ テディベアに関する他の逸話の紹介

乙1には、「teddy bear」と呼ばれる独特の形をした小熊のぬいぐるみは、ドイツの玩具会社シュタイフに由来するという説があること、「teddy bear」の語の由来については、セオドア・ルーズベルトの逸話の他にも、イギリスのヴィクトリア女王の長子エドワード7世(愛称「テッド」)がロンドンの動物園の熊に興味を示したことに由来するという説があることが紹介されている。

(3) 事実認定

美術館など)が12件存在することが認められるが、それらの設立年月日は明らかではなく、これらが、本件商標の登録査定時に存在したことを認めるに足りる証拠はない。また、甲39によれば、日本テディベア協会は、テディベア美術館等をも構成員とするものであり、その設立は平成5年4月であることが認められる。

また、テディベアに関する記載等のある雑誌、書籍、レコード、テレビ番組等のうち、セオドア・ルーズベルトの逸話が紹介されたものは、雑誌4点(甲49の4,甲49の10,甲49の11,甲49の12)、カタログ3点(いずれも株式会社雄鶏社のカタログ。甲59の5,甲59の12,甲59の16)である。

ウ 前記(2)の辞書、雑誌、新聞、書籍、レコード、テレビ番組、テディベア博物館等と、「広辞苑第6版」(2008年(平成20年)1月11日第6版第1刷発行,甲28)に「テディー・ベア」の項目が掲載されていること(前記(1)ウ(イ))を併せ考えると、現在においては、我が国においても、「テディベア」との語は、独特の形をした小熊のぬいぐるみを意味する語として相当程度知られていると認められる余地がある。そして、前記(2)エ、カ、キ、クによれば、本件商標の登録査定前に、テディベアに関する記載等のある雑誌、書籍、レコード、テレビ番組等があったことは認められる。

しかし、これらの本件商標の登録査定前のテディベアに関する記載等のある雑誌、書籍、レコード、テレビ番組等は、いずれもその発行部数、発売数、放送回数等が特に多かったことを認めるに足りる証拠はなく、前記のとおり、そのうちのいくつかは、特定の雑誌であり又は同一作者の一連のシリーズであるなど、むしろある程度限られた範囲のものと推認される。

エ 甲37の2中のロングマン英和辞典(株式会社ピアソン・エデュケーション 2007年(平成19年)2月1日初版第1刷発行)、ルミナス英和辞典第2版(株式会社研究社 2006年(平成18年)12月第2版第3刷発行)には、「teddy bear」の写真が掲載されている。また、甲37の1ないし3によれば、平成7年以降に発行された英和辞典(平成7年1件、平成13年1件、平成14年1件、平成15年5件、平成16年1件、平成17年3件、平成18年4件、平成19年6件、平成20年16件)の多くには、「teddy bear」の項目が掲載されており、「teddy bear」の項目に、セオドア・ルーズベルトに関する逸話が掲載されているものも存在することが認められる。

これらの英和辞典の記載によれば、少なくとも英米において、「teddy bear」の語は、一般に独特の形をした小熊のぬいぐるみを意味する語として理解されていたこと、及び「teddy bear」の語は、米国第26代大統領で

あったセオドア・ルーズベルトが狩猟中に追い詰めた小熊を撃たずにその命を助けたという逸話と関連して理解されていたことが推認される。

しかし、そのような記載等から、直ちに、本件商標の登録査定時、我が国において、「テディベア」との語が一般的に知られていたと認めることはできない。

(4) 判断

以上のとおり、本件商標の登録査定前にテディベアに関する記載等のある雑誌、書籍、レコード、テレビ番組等があったことを考慮に入れたとしても、本件商標の登録査定時、我が国において、「テディベア」との語が一般的に知られていたとは認められず、また、一説に「teddy bear」の語の由来とされるセオドア・ルーズベルトの逸話も、本件商標の登録査定時、我が国において知られていたとは認められない。

本件商標の登録査定時に、我が国において、「テディベア」との語の意味内容及びセオドア・ルーズベルトに関する逸話が広く知られていたと認めることはできないから、商標法4条1項7号に該当するとする原告の主張は、その前提を採用することはできず、主張自体失当というべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当しない。

3 原告のその他の主張に対し

以上のとおり、本件商標は、商標法4条1項7号に該当せず、その商標登録は同号の規定に違反してされたものではないから、審決に違法はなく、その他の判断をするまでもなく、原告の主張は採用することができない。

念のため、原告のその他の主張について判断する。

(1) 原告は、本件商標の登録は、国際信義に反する旨主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり失当である。すなわち、本件商標の登録査定時において、「teddy bear」の語は、我が国はもとより、英米においても、一般にセオドア・ルーズベルトを直ちに連想させるほど同人と密接に関連した語として認識されていたとは認められないし、ぬいぐるみの名称として知られていることを超えて、米国又は米国民と密接不可分な関係があるものとは認められない。

この点、確かに、英和辞典には、「teddy bear」の項目が掲載されたものが存在し、セオドア・ルーズベルトに関する逸話が掲載されたものも存在する。また、甲41によれば、テディベアとセオドア・ルーズベルトの関連を取り上げた書籍が存在する。しかし、乙1によれば、「teddy bear」と呼ばれる独特の形をした小熊のぬいぐるみは、ドイツの玩具会社シュタイフに由来するとの説があり、「teddy bear」の語の由来については、セオドア・ルーズベルトの逸話の他にも、イギリスのヴィクトリア女王の長子エド

ワード7世（愛称「テッド」）がロンドンの動物園の熊に興味を示したことに由来するという説もあることが認められる。また、乙5によれば、米国において、「teddy bear」との文字は、様々な指定商品について商標登録されており、その指定商品には、「使い捨ておむつ」（登録番号1218462）、「女性用コート」（登録番号0987934）なども含まれていることが認められる。これらの事実を照らすと、「teddy bear」の語は、一般にセオドア・ルーズベルトを直ちに連想させるほど同人と密接に関連した語として認識されているとは認められないし、ぬいぐるみの名称として知られていることを超えて、米国又は米国民と密接不可分な関係があるものとは認められない。

その他、「teddy bear」の語又はその語によって表される独特の形をした小熊のぬいぐるみが、米国又は米国民にとって重要な意義を有するものと認めるに足りる証拠はなく、また、本件商標の商標登録を認めることが、米国、若しくは米国と我が国との関係に影響を与えるものとは認められないし、我が国の公益を害したり、国際的に認められた一般原則や商慣習等に反するものとも認められない。

そうすると、本件商標の商標登録は、国際信義に反するとは認められない。

(2) 原告は、被告のライセンサーであるドウシシャは、「TEDDY BEAR」という文字を付した商品に「SINCE 1902」との文字を表示し、セオドア・ルーズベルトが小熊を助けたという逸話を連想させ、その商品が著名なセオドア・ルーズベルトに関係のあるような印象を与えてその販売を行っており、被告又はそのライセンサーは不正な販売方法を採用していると主張する。

しかし、原告の主張は、その主張に係る事実があったとしても、当該事實は、本件商標が商標法4条1項7号に該当するか否かについて、何ら影響を与えるものではなく、その主張自体失当である。

甲18によれば、「SINCE1902」との文字は、「TeddyBear」との表示に併記され、「TeddyBear」との表示とともに、小熊のぬいぐるみの絵が描かれたクッキーの缶の蓋に付されたり、小熊のぬいぐるみを象ったタオルハンガーや小熊のぬいぐるみの描かれたタオルを収納した箱の上面等に付されており、それらの商品の写真がカタログに掲載されていることが認められる。そして、「SINCE 1902」との文字は、セオドア・ルーズベルトの逸話を連想させるものであると解される。

しかし、仮に、上記の「TeddyBear」との表示の使用が、商標的使用に当たると解したとしても、前記のとおり「teddy bear」の語は、一般にセオドア・ルーズベルトを直ちに連想させるほど同人と密接に関連した語として認識されているとは認められず、米国又は米国民と密接不可分な関係がある

ものとは認められないこと、また、本件商標の登録査定時、我が国において、「テディベア」との語が一般的に知られていたとは認められず、セオドア・ルーズベルトの逸話や、その逸話が「teddy bear」の語の由来とされるとの説も一般的に知られていたとは認められないことに照らすならば、「SINCE1902」との文字が併記されていることによって、本件商標が公序良俗を害するおそれがある商標に該当すると認定すべきことにはならない。

- (3) 原告は、セオドア・ルーズベルト協会が「teddy bear」に対して知的財産権を有している旨主張するとともに、原告は、同協会から「teddy bear」の名称等の使用許諾を受け、その許諾に基づく商品化の同意を得ており、原告が「Teddy Bear Roosevelt」、「Roosevelt Teddy Bear」、その他の関連商標の登録出願を我が国ですることにも同意を得ており、同協会（原告が代理人）は、被告が本件商標により「テディベア」の語を独占することに反対していること、被告が、本件商標に係る商標権を有し、その権利行使をすることは、米国のセオドア・ルーズベルト協会の活動を妨害し、国際信義に反すること、我が国には日本テディベア協会（会員数約3000人、加盟店61店、加盟企業47社、加盟美術館10件）、合計12件のテディベア博物館（美術館）があり、インターネットの「Amazon」で販売されているテディベアに関する商品は合計203件見出されるように、テディベアは我が国に定着していることから、本件商標の登録は、商標法4条1項7号に該当するなど主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり失当である。

原告の主張は、要するに、セオドア・ルーズベルト協会から許諾を受けた原告のみが「teddy bear」、「テディベア」との語を商標登録し又は使用することができるとするものである。

原告は、本件の無効審判において提出した平成21年1月15日付け上申書（乙4）において、「そもそも『テディベア』の名称は現在アメリカで設立された同大統領を記念した『セオドア・ルーズベルト協会』が所有する名称であることは全世界で認められています。その日本の代理人であり『商品化事業』の展開と『商標登録』を委託されている請求人の『商標登録』の権利を認めない特許庁の判断については、大変請求人は不満に思っています。」と述べている。また、原告は、前記のとおり、セオドア・ルーズベルト協会から「teddy bear」の名称等の使用許諾を受け、その許諾に基づく商品化の同意を得て、原告が「Teddy Bear Roosevelt」、「Roosevelt Teddy Bear」、その他の関連商標の登録出願を我が国ですることにも同意を得ていると主張し、その主張に沿う契約書（甲8，甲52）、通知書（甲9）、同意書（甲10）を証拠として提出している。

これらの経緯に照らすと、原告の主張は、セオドア・ルーズベルト協会（いかなる知的財産権等を有しているかは明らかでない。）から許諾を受けた原告のみが「teddy bear」,「テディベア」との語を商標登録し又は使用することができるという趣旨を述べていることと理解される。

しかし、原告が述べる内容は、「テディベア」の名称等の使用を独占することは、日米両国の公益を損なうおそれがあり、国際信義に反し、その商標登録が商標法4条1項7号に該当するとの本訴における原告の主張と相矛盾するものであって、その点からも、採用することができない。

4 結論

以上のとおり、本件商標は、商標法4条1項7号に該当しないものと認められ、審決の判断に誤りはない。原告は、その他縷々主張するが、審決にこれを取り消すべきその他の違法もない。

よって、原告の本訴請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 「テディベア」をめぐるこの事件には一つの背景があり、本件はその延長線上にあるといえるものである。それは、本件の原告が、本件の被告が有していた旧第17類「被服,布製身回品,寝具」に係る商標“テディベア TEDDY BEAR”の登録第1953147号（昭和60年2月7日出願,昭和62年5月29日設定登録）に対し、商標法50条1項に基づく不使用取消審判（取消2007-300236）を請求していたことに遡る。しかし、この審判請求は理由なしとして不成立に終わった。

この前審決は、認定事実を総合すると、少なくとも審判請求の登録日（平成19年3月26日）前3年以内には、通常使用権者が本件商標と社会通念上一と認められる商標を使用商品について使用していたものと認められる、と認定し、指定商品中「布製身回品」の範疇に属する使用商品については通常使用権者によって使用されていたと認められるとして、その登録を取り消すべき限りではないと判断したのである（平成19年12月27日審決）。

そこで、これに不服の請求人（原告）は、知財高裁へ不服の審決取消請求訴訟を提起したところ、同高裁（3部）は請求棄却の判決をしたけれども、この判決には、次のような示唆に富む説示が含まれていたため、原告は、この説示文を知財高裁からの助言と解し、新たに本件登録商標の無効審判を特許庁に請求したのであった。

「上記の事実及び弁論の全趣旨を総合すれば、「Teddy bear」（又は「teddy bear」）の語は、アメリカ合衆国において、一般的に独特の形をした小熊のぬいぐるみを意味し、我が国においても、独特の形を

した小熊のぬいぐるみを意味する普通名詞として用いられ、また、カタカナ表記の「テディベアー」(又は「テディベア」)の語も、我が国において、独特の形をした小熊のぬいぐるみを意味する普通名詞として用いられており、その名称は、誰もが自己の商品に自由に使用できるという共通の認識を有する状態になっていたといえる(なお、「Teddy bear」、「テディベアー」が、あらゆる色彩、形状及び態様の小熊のぬいぐるみのすべてを指すものではなく、例えば、うす茶色の色彩が施され、かわいい顔立ちをした小熊であって、両足を広げたなどの特徴を有するぬいぐるみの人形のみを指すものと推認されるところであるが、弁論に提出された証拠に基づく限りでは、個々の特徴には触れずに、前記のとおり一般的な認定にとどめることとする。)。

したがって、「Teddy bear」(又は「teddy bear」)、「テディベアー」(又は「テディベア」)の語の由来を考慮すると、ぬいぐるみと同一又は類似の商品のみならず、ぬいぐるみと強い関連性のある商品についてであっても、「Teddy bear」(又は「teddy bear」)、「テディベアー」(又は「テディベア」)という語を商標として登録し、それを特定の商標権者が独占することは、セオドア・ルーズベルトの有名なエピソード、又はテディベアの愛称をもつ小熊のぬいぐるみ固有の人気や著名性に便乗する意図、又は誰もが自己の商品にその「テディベアー」等の名称を自由に使用できるという共通の認識を覆す意図があり、公正な競争秩序ないし公平の観念に反するものとして、商標登録の無効事由を構成する余地があるというべきである。しかし、仮に、譲渡人による本件商標に係る商標権の取得又は被告によるその譲り受け若しくは使用が、公正な競争秩序ないし公平の観念に反した不正の目的をもってしたものと認められるとしても、その事実をもって、被告ないしその通常使用権者における登録商標の不使用を理由とする商標登録の取消事由に該当すると評価することはできない。

したがって、原告の主張に係る取消事由3は理由がない。」(知財高判平成20年5月15日)

2. 前記取消審判請求事件においては、商標法50条に基く不使用取消しの事由はないと判断され、知財高裁もまた原告の請求を認めなかったことは、その限りでは妥当であろう。

しかし、原告による第3の取消事由が、被告による本件商標に係る商標権の取得が国際信義に反した不正な目的を有するものであると主張した点については、商標法50条による登録取消し事由には当たらないとしても、商標法4条1項7号に該当する登録無効事由があり得ることを判決が説示し、原告をしてそうすることを促すような示唆を与えたことは注目される。

このような裁判所による別手段への「示唆」は、「付言」や「念のため」という傍論とは性質が異なり、裁判所による積極的なアドバイスが見て取れるのであり、敗訴した当事者にとっては、次へのアクションの自信と勇気とを与えられた貴重な言葉となったのである。

ただ7号の規定は厳格に解されるべきであり、一口に国際信義といっても、その意味内容は様々な場合があり得るから、ケース・バイ・ケースで適用の可否が考えられて然るべきであろう。しかし、そのような主張が、公序良俗に名を借りた漁夫の利を、商標権者（被告）に与えるようなことになってはならないのである。

3. ところで、わが意を得たりとして原告が請求した登録無効審判の審決も知財高裁の判決も、いずれも原告（請求人）の意に反して、本件登録商標に対する商標法4条1項7号の規定の適用を不可と認定し、請求不成立の審決と請求棄却の判決をしたのである。

争点は、結局、法4条1項7号に規定する「公序良俗」、就中「国際信義」の定義ないし解釈いかにあることから、判決は、公序良俗の判断は、社会通念によって変化し、客観的に確定することは困難なことがあるから、その適用は「自ずから限定して解釈されるべきである」と最初に断っている。

また、その判断基準は、出願商標の登録査定時であると説示するが、法4条3項では、法4条1項8号、15号、17号または19号に該当する商標のうち、出願時に各号に該当しないものには適用しないと規定する。しかし、法4条1項7号は含まれていないから、7号の「公序良俗違反」の商標の場合は、当該商標出願時と登録査定時との両者に時間的基準をおいているということになる。

わが国の企業の中には欧米の産業界の様子を見ていて、将来の一種のキャラクター・マーチャンダイジング（M/D）権のライセンスの動きを察知し、先願主義の原則から、出願だけは早くしておこうとする先見の明を持った企業も多い。特に繊維産業界にあっては、将来の営利目的を予想した商標登録出願をする企業が多いことは、筆者の過去の経験でもわかる。すると、「国際信義」を重んずる特許庁の立場としては、広くキャラクターの名称や肖像等は、登録査定時のみならず、著作権保護の見地からも、出願時を基準として判断することが妥当である。「国際信義」の解釈には、そのようなワールドワイドの見識が必要である。

つまり、仮にわが国では周知著名なキャラクターでなくても、すでに米国において周知著名な「テディベア TEDDY BEAR」というキャラクターにあっては、これを一企業が営利目的のために商標登録しわが国で独占する行為

は、正に国際信義に反する行為として、わが国の公序良俗違反に該当すると解することが妥当というべきである。

4．原告は、わが国で刊行された多数の辞書等の公知文献を証拠として引用し、「テディベア TEDDY BEAR」という名詞が、由来のある用語であることを証明しているのに対し、判決は、登録査定時においてわが国ではいまだ周知著名な用語となっていなかったことを理由に、国際信義による公序良俗違反性を否定したが、納得できない。

そもそも外語や新語がわが国の用語辞典や辞書等に採用されるに至るまでには、長い年月の経過があり、それまでには広く人口に膾炙されているのが普通であるから、公序良俗問題を思考する裁判所の立場としては、そのような背景事実をよく理解されるべきであろう。したがって、判決としては、この辺のところは再考の余地があると思う。

ただ原告としては、自らの最初の考え方と矛盾した主張を裁判所においてしている。それは、実体不明な米国にある「セオドア・ルーズベルト協会」なる団体を持ち出していることである。

これに対して判決は、「原告が述べる内容は、『テディベア』の名称等の使用を独占することは、日米両国の公益を損なうおそれがあり、国際信義に反し、その商標登録が商標法4条1項7号に該当するとの本訴における原告の主張と相矛盾するものであって」と突いている。

原告が、真に商標法4条1項7号を理由に被告の登録商標を無効に追い込む決意であったならば、公益と矛盾する私益を出しては負けである。これでは、先の知財高裁の示唆に富んだ判決も生かされない結果となり、自ら墓穴を掘ったことになったのである。

〔牛木 理一〕

別紙 1

テディベアー
TEDDYBEAR